

議案第29号

目黒区立保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立保育所条例の一部を改正する条例

目黒区立保育所条例（昭和40年6月目黒区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の2ただし書中「第2号」の次に「及び第4号」を加え、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業

第10条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（使用料）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第10条の2 区長は、第2条の2第4号に規定する事業の利用の承認を受けた児童の保護者から、子ども・子育て支援法第30条の20第3項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に当該事業を利用した時間を乗じた額を徴収する。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区立保育所条例第2条の2第4号に規定する乳児等通園支援事業を利用するための手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) 新たに乳児等通園支援事業を実施するため、条例改正の必要を認め、

この案を提出します。